明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**一）　一
〔省　令〕
○航路標識法施行規則及び船員法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**四）　九
〔告　示〕
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととする件（**内閣府**五二〇）　二〇
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**四）　二
○航路標識の設備の基準等を定める告示（**海上保安庁**四）　二
○海上保安庁長官の職権を管区海上保安本部長等に委任の一部を改正する告示（**同**五）　三
○都市計画に関する件（**東北地方整備局**二五、二六）　二四
○道路に関する件（**関東地方整備局**三四、三五）　二四
○都市計画に関する件（**中部地方整備局**七、八）　二五
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一〇、一一）　二五
○道路に関する件（**九州地方整備局**一三）　二五
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十八年度平成二十八年十一月分）（財務省）　二五
〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等関係　二六
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
独立行政法人地域医療機能推進機構平成二十七年度財務諸表、自動車損害賠償責任保険基準料率届出、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　五〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　六七
会社その他　七〇
会社決算公告　八〇

府令

○内閣府令第一号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）の施行に伴い、及び特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十八条の二第一項、第五十二条第三項及び第五十四条第二項の規定に基づき、特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年一月三十一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令

特定非営利活動促進法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。